

東大和市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例

東大和市子ども・子育て支援会議条例（平成25年条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東大和市子ども・若者・子育て会議条例

第1条中「基づき」の次に「、及び東大和市における子ども、若者及び子育てに関する施策を総合的に推進するため」を加え、「東大和市子ども・子育て支援会議」を「東大和市子ども・若者・子育て会議」に、「「支援会議」を「会議」に改める。

第2条中「支援会議」を「会議」に改め、同条第2号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改め、同条第4号中「。以下同じ」を削り、同条第5号を次のように改める。

（5）その他子ども、若者及び子育てに関する施策の推進に関し必要な事項

第3条第1項中「支援会議」を「会議」に、「11人」を「13人」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

（1）公募による市民 4人以内

（2）子ども、若者又は子育てに関し識見を有する者 3人以内

（3）子ども、若者若しくは子育てに関する事業等を行う機関又は組織を代表する者
6人以内

第5条中「支援会議」を「会議」に改める。

第6条第1項中「支援会議に係る会議（以下「会議」という。）」を「会議」に改める。

第7条中「支援会議」を「会議」に改め、「に会議へ」を削る。

第8条及び第9条中「支援会議」を「会議」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

（東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「子ども・子育て支援会議委員」を「子ども・若者・子育て会議委員」に改める。

（東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

3 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「東大和市子ども・子育て支援会議条例」を「東大和市子ども・若者・子育て会議条例」に、「東大和市子ども・子育て支援会議の」を「東大和市子ども・若者・子育て会議の」に改める。

(東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「東大和市子ども・子育て支援会議条例」を「東大和市子ども・若者・子育て会議条例」に、「東大和市子ども・子育て支援会議の」を「東大和市子ども・若者・子育て会議の」に改める。